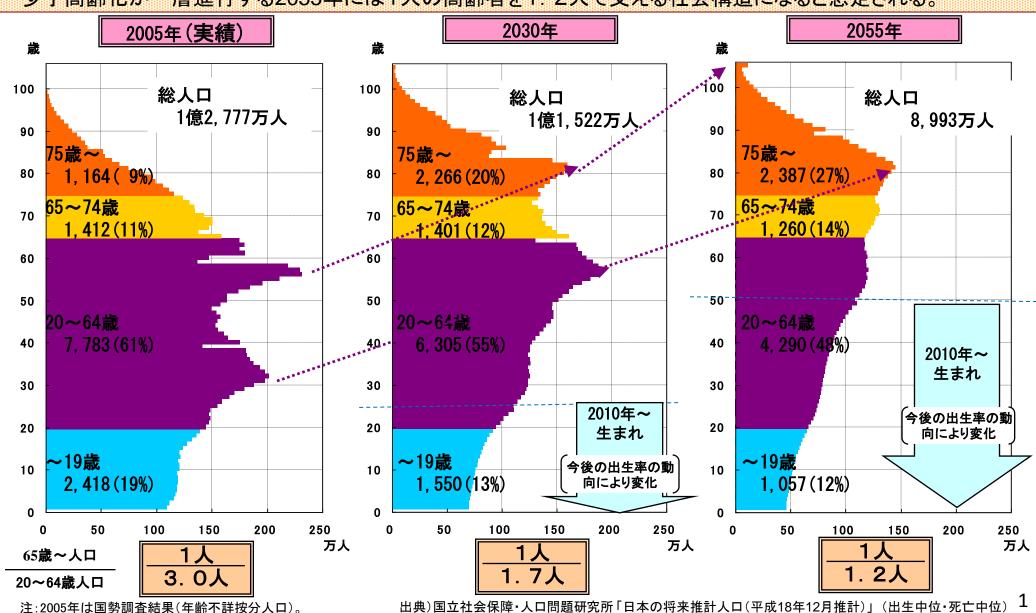
在宅医療の現状と課題

医政局指導課 在宅医療推進室

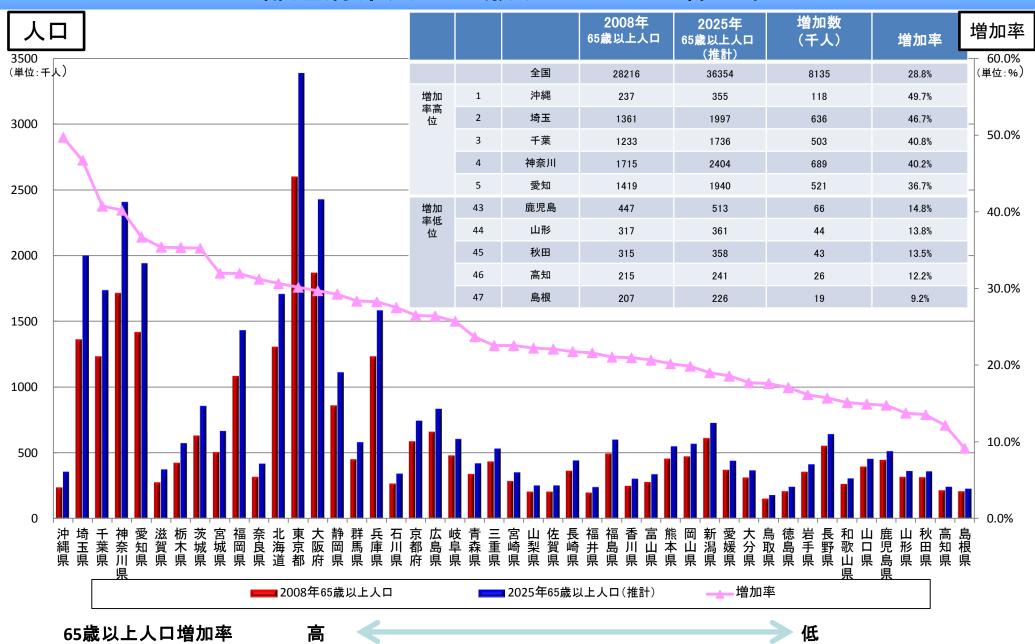
人口ピラミッドの変化(2005, 2030, 2055)- 平成18年中位推計 -

○ 我が国の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を3人で支えている社会構造になっており、 少子高齢化が一層進行する2055年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定される。



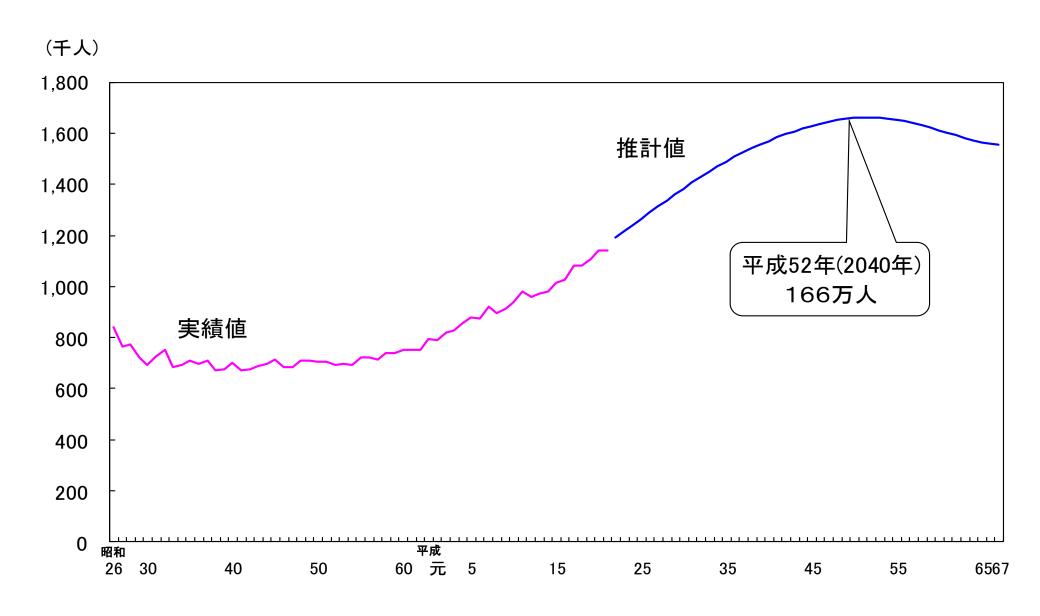
出典)国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」(出生中位・死亡中位) 1

都道府県別の65歳以上人口の増加率



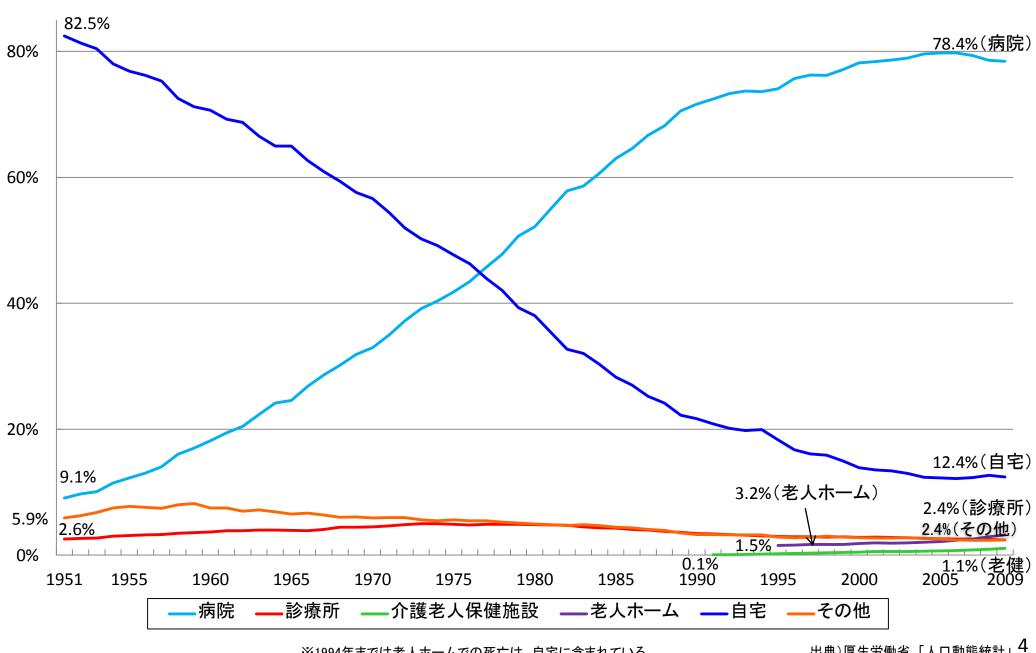
出典)2008年データ 総務省統計局「人口推計年報」 2025年データ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)」より作成 2

死亡数の年次推移

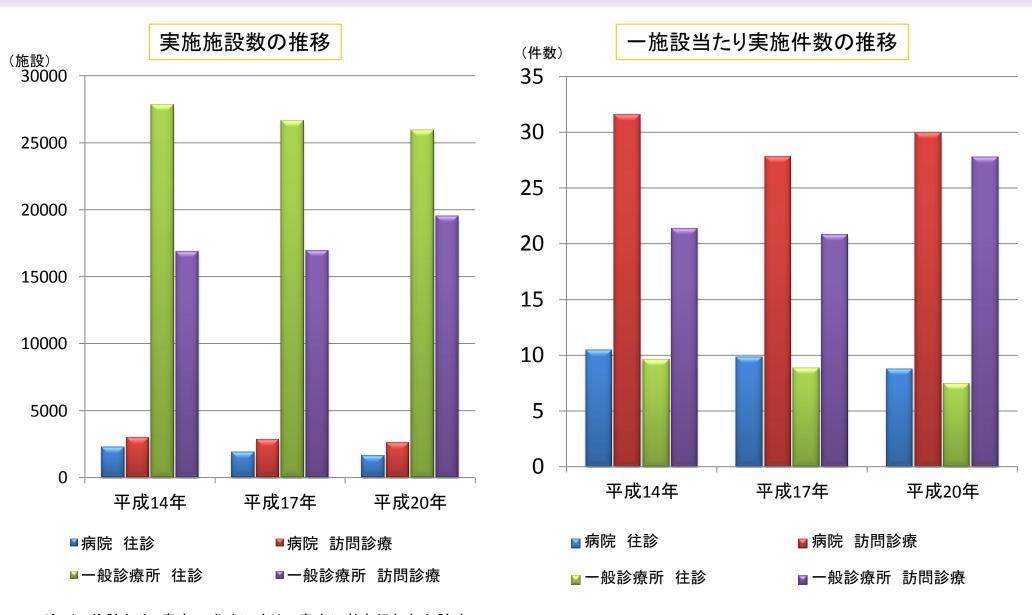


出典) 平成21年までは厚生労働省「人口動態統計」 平成22年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」(出生中位・死亡中位) **3**

死亡場所の推移



往診・訪問診療の状況



- 注1) 往診とは、患家の求めに応じて患家に赴き行われた診療
- 注2) 訪問診療とは、在宅での療養を行っている患者であって、疾病、傷病のために通院による療養が困難な者に対して定期的に訪問して行われた診療

在宅療養支援診療所

在宅療養支援診療所の届出状況: 12487件 (厚生労働省保険局医療課調べ: 平成22年7月1日時点)

平成18年度創設

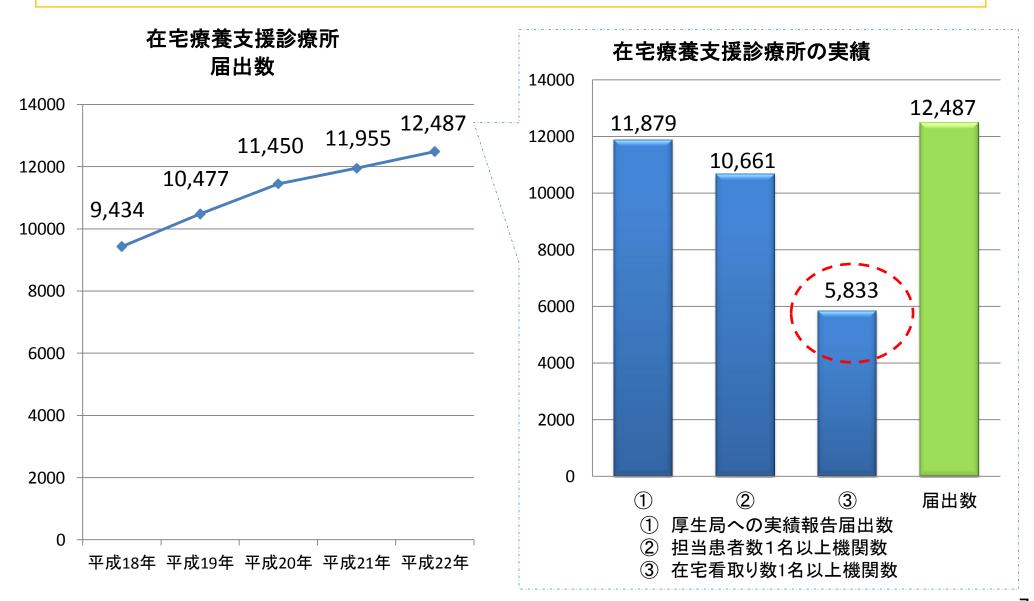
患家に対する24時間の窓口として、必要に応じて他の病院、診療所等との連携を図りつつ、24時間往診、訪問看護等を提供できる体制を構築する。

在宅療養支援診療所の要件

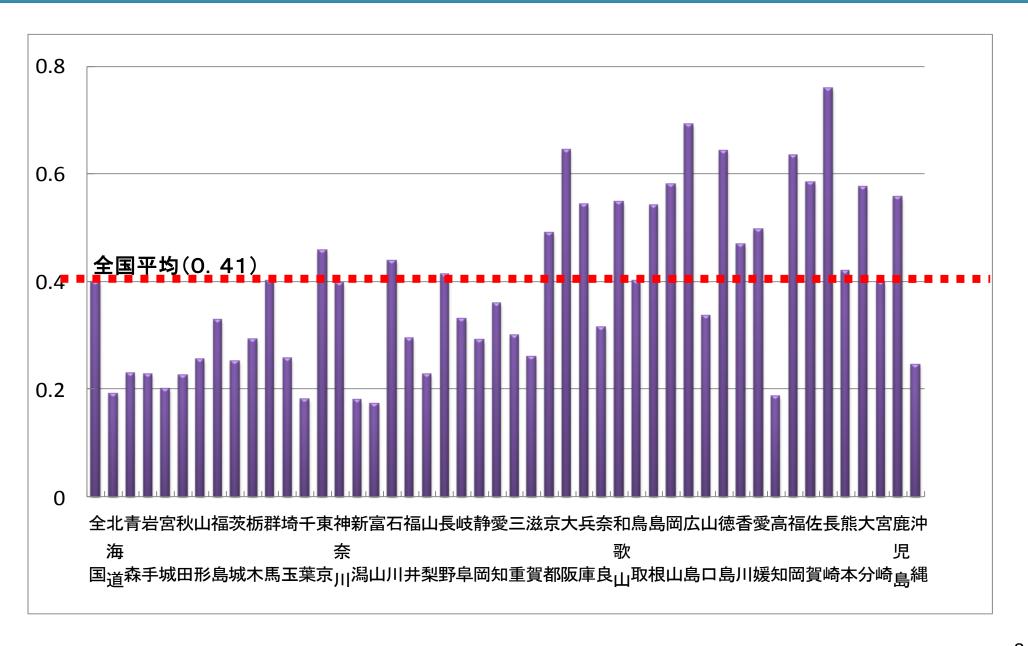
- 〇 保険医療機関たる診療所であること
- 当該診療所において、24時間連絡を受ける医師又は看護職員を配置し、その連絡先を文書で患家に提供していること
- 当該診療所において、又は他の保険医療機関の保険医との連携により、当該診療所を中心として、患家の求めに応じて、24時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書で患家に提供していること
- 当該診療所において、又は他の保険医療機関、訪問看護ステーション等の看護職員との連携により、患家の求めに応じて、当該診療所の医師の指示に基づき、24時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当看護職員の氏名、担当日等を文書で患家に提供していること
- 当該診療所において、又は他の保険医療機関との連携により他の保険医療機関内において、在宅療養患者の緊急入院を受け入れる体制を確保していること
- 医療サービスと介護サービスとの連携を担当する介護支援専門員(ケアマネジャー)等と連携していること
- 当該診療所における在宅看取り数を報告すること 等

在宅療養支援診療所の届出数の推移

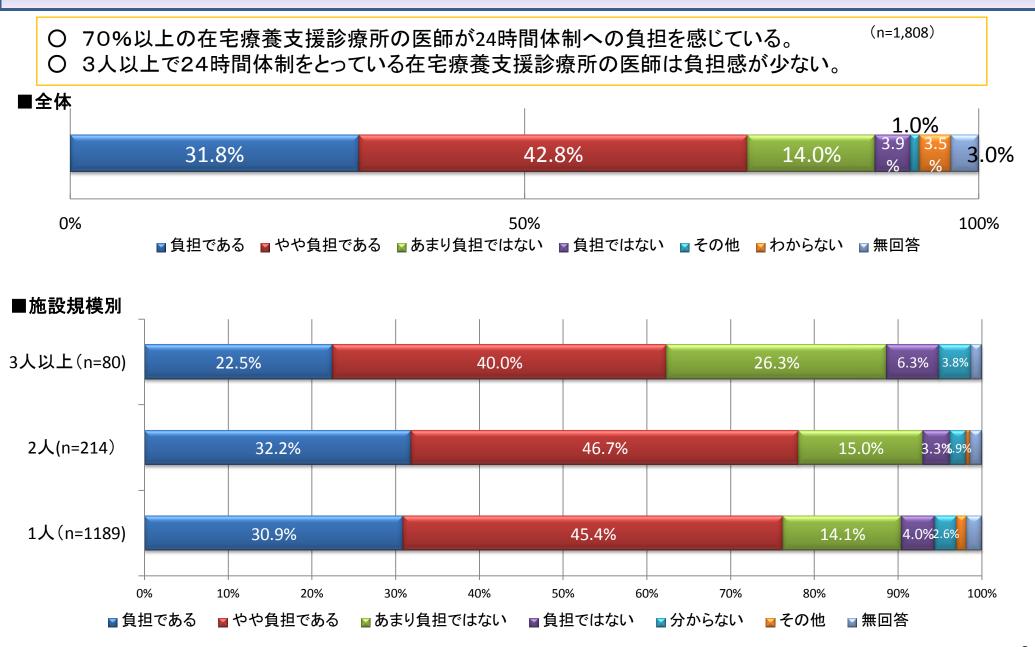
在宅療養支援診療所のうち、平成22年に看取りを行っているのは約半数。



65歳以上人口1000人あたりの在宅療養支援診療所の都道府県別分布



在宅療養支援診療所医師の24時間体制への負担



在宅療養支援病院

在宅療養支援病院の届出状況: 331件 (厚生労働省保険局医療課調べ: 平成22年7月1日時点)

平成20年度創設

診療所のない地域においては、在宅医療の主たる担い手が病院となっている現状に着目し、そのような病院が行う在宅医療について在宅療養支援診療所と同様の評価を行うこととした。

■ 具体的な内容

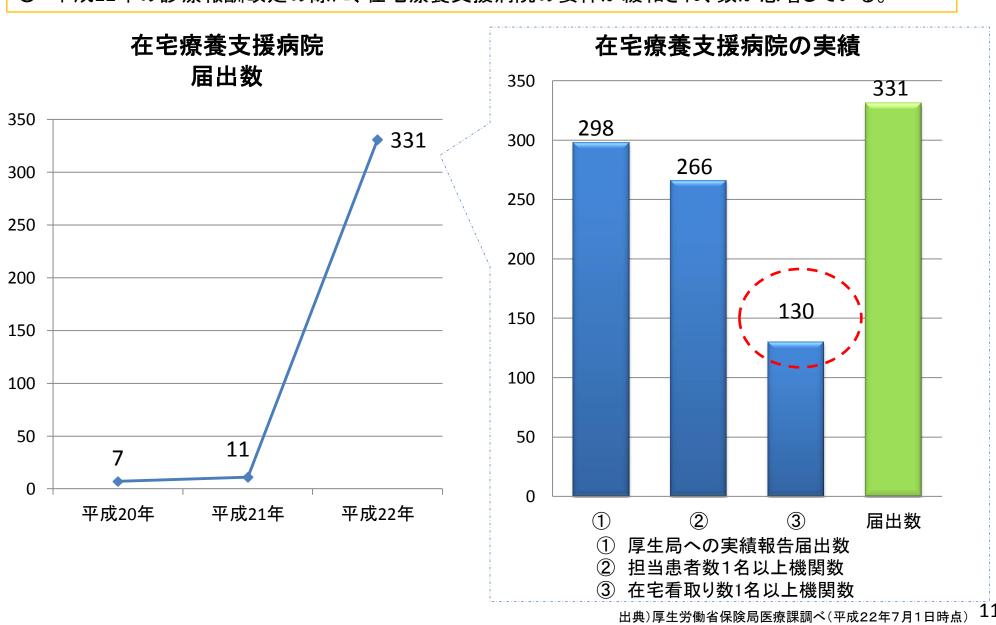
下記のような要件を満たす病院を在宅療養支援病院とし、在宅療養支援診療所と同じように在宅時医学総合管理料1及び在宅末期医療総合診療料の算定を認める。

在宅療養支援病院の要件

- 〇許可病床数が200床未満の病院であること又は当該病院を中心とした半径4Km以内に診療所が存在しない ものであること
- ○24時間連絡を受ける担当者をあらかじめ指定し、その連絡先を文書で患家に提供していること
- 〇患家の求めに応じて、24時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書で患家に提供していること
- ○往診を担当する医師は当該保険医療機関の当直体制を担う医師とは別の者であること
- 〇当該病院において、又は訪問看護ステーションとの連携により、24時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当者の氏名、担当日等を文書により患家に提供していること
- 〇当該病院において、緊急時に居宅において療養を行っている患者が入院できる病床を常に確保していること
- 〇当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者と連携していること
- 〇在宅看取り数等を報告していること 等

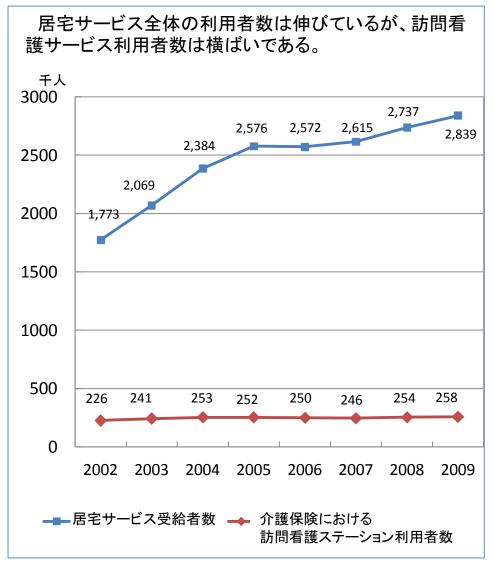
在宅療養支援病院の届出数の推移

平成22年の診療報酬改定の際に、在宅療養支援病院の要件が緩和され、数が急増している。

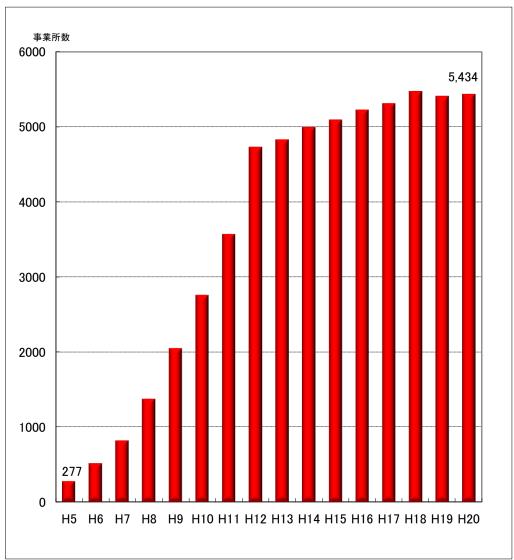


訪問看護サービス利用者数と訪問看護ステーション数の推移

■居宅サービス利用者および訪問看護利用者の推移



■訪問看護ステーション数の変化



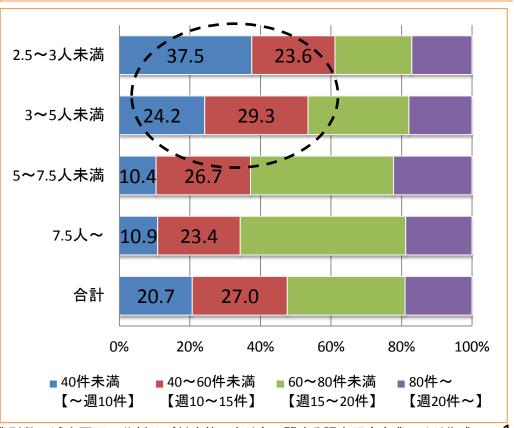
訪問看護事業所の規模別状況(1)

- 5人未満の小規模な訪問看護事業所が約60%を占めている。
- 小規模な訪問看護事業所であるほど職員一人当たりの訪問件数(医療保険と介護保険の合計数)が少ない。

職員※数規模別にみた事業所数の構成(N=1,713)

5% ■ 2.5~3人未満 114% 10% ■3~5人未満 ■5~7.5人未満 24% ■7.5~10人未満 47% ■10人~ ※訪問看護の人員基準の算定対象となる職員のみ

職員[※]数規模別にみた 職員一人月当たりの訪問看護件数(N=1,556)

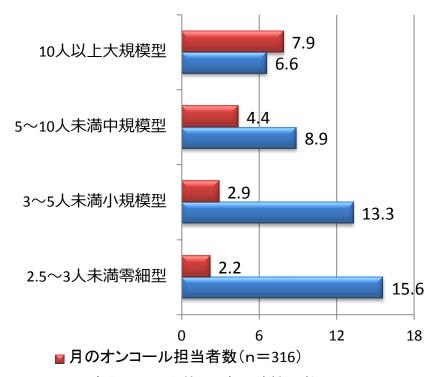


出典)(社)日本看護協会 平成20年度老人保健健康増進等事業「訪問看護事業所数の減少要因の分析及び対応策のあり方に関する調査研究事業」より作成

訪問看護事業所の規模別状況②

- 訪問看護事業所の規模が小さいほど、オンコールの負担が大きい傾向がある。
- 事業所の規模が小さいほど収支の状況が悪い。

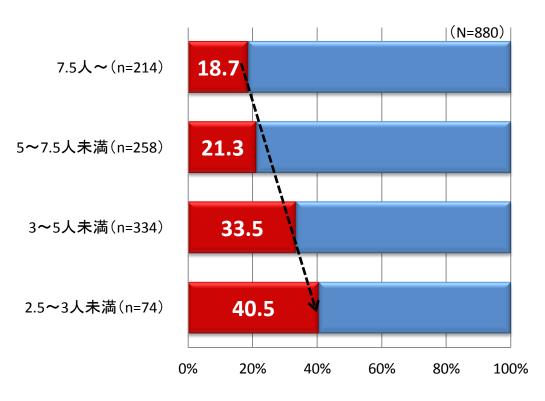
■訪問看護事業所の規模別 24時間オンコール対応の状況



■1人あたり月平均休日·夜間待機日数(n=317)

■職員※数規模別にみた収支の状況

※訪問看護の人員基準の算定対象となる職員のみ



■赤字 ■黒字

出典)(社)日本看護協会 平成18年度「訪問看護ステーションと 在宅療養支援診療所との連携に関する研究」

在宅歯科診療の背景

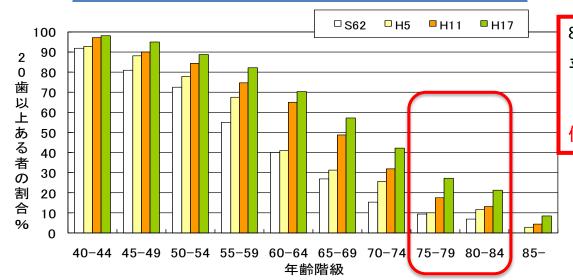
高齢者へのアンケート 一高齢者のQOLと口腔は関係が深い一

- 〇 80歳以上の高齢者 233人
- 生きがい(喜びや楽しみ)を感じるとき
 - <u>孫など家族との団らんのとき</u>
 47.2%
 - ② テレビを見たり、ラジオを聞いているとき 36.1%
 - ③ 趣味やスポーツに熱中しているとき 34.8%
 - ④ 友人や知人と食事、雑談しているとき 30.0%
 - ⑤ <u>おいしいものを食べているとき</u>

26.2% 出典)内閣府 平成15年 高齢者の地域社会への参加に関する意識調査)

20歯以上の歯を有する高齢者が増加してきており、 高齢者の歯が残るようになってきている。

20歯以上の歯を有する者の割合の推移



8020達成者の割合は、着実に増加

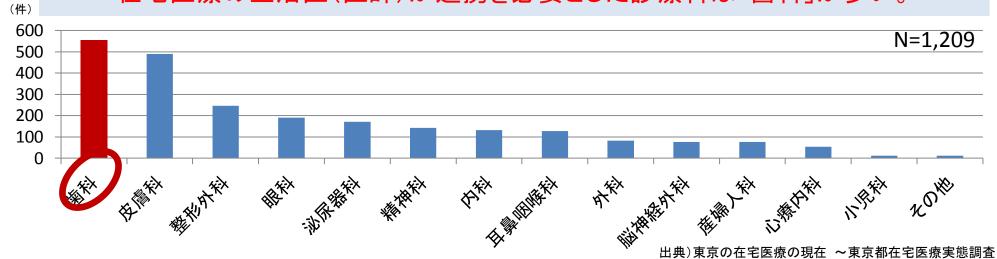
平成17年調査結果で

75~79歳 27%、80~84歳 21%と

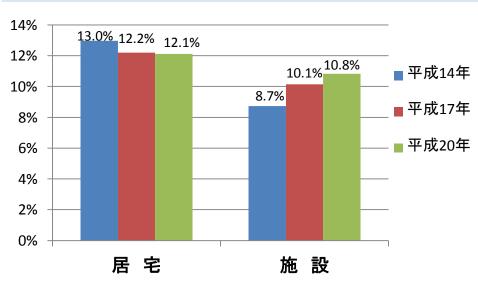
健康日本21の2010年の目標値20%を既に達成

在宅歯科診療の現状

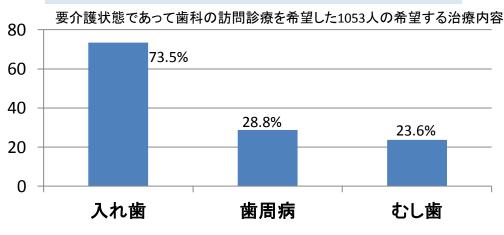




訪問歯科診療を実施している歯科診療所の割合一施設は増加しているが居宅は増加していない。



要介護者の希望する治療内容のほとんどは 「入れ歯」の治療である。



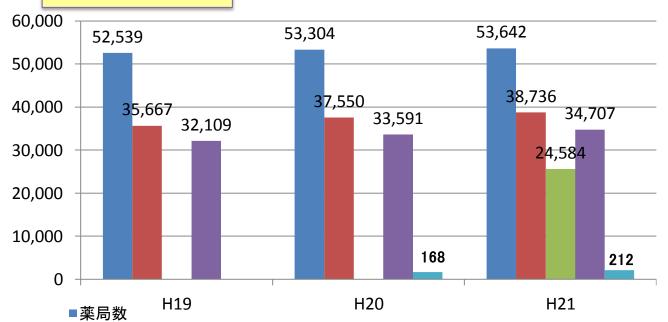
出典) 平成12年度厚生科学研究費補助金(長寿科学総合研究事業) 「要介護老人の摂食障害発生要因に関する研究」

在宅医療における薬局・薬剤師の役割と現状

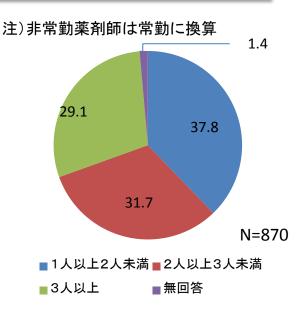
「安心と希望の医療確保ビジョン」(H20年6月)

薬局については、夜間・休日の対応、患者宅への医薬品・衛生材料等の供給、緩和ケアへの対応などを確実に実施するため、地域における医薬品などの供給体制や、医薬品の安全かつ確実な使用を確保するための適切な服薬支援を行う体制の確保・充実に取り組む。

薬局数等の推移



勤務薬剤師数別の薬局数



- ■在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局数
- ■基準調剤加算(1及び2)届出薬局数
- ■麻薬小売業免許取得薬局数
- ■無菌製剤処理料届出薬局数

出典)薬局数:厚生労働省「衛生行政報告例結果」

在宅患者訪問薬剤管理指導料の届出薬局数:中医協資料

基準調剤加算(1及び2)届出薬局数:中医協資料

麻薬小売業免許取得薬局数:厚生労働省「麻薬・覚せい剤行政の概要」

無菌製剤処理料届出薬局数:中医協資料

勤務薬剤師数別の薬局数:平成22 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査 ー後発医薬品の使用状況調査 結果概要(速報)(案)ー

薬局薬剤師の緩和ケアの取組み状況

薬局での医療用麻薬の取り扱いについて

麻薬小売業者免許を有している施設

76.7% (n = 795)

麻薬の在庫を有している施設

61.5% (n = 637)

医療用麻薬の在庫を有している施設の状況

麻薬調剤について

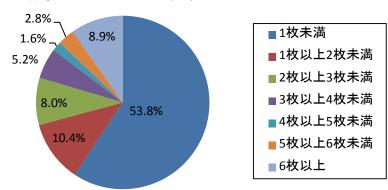
経口麻薬製剤の調剤 注射麻薬製剤の調剤 53.6% (n = 555)

0.6% (n = 6)

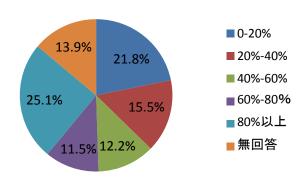
麻薬の配達について

経口麻薬製剤の配達 15.1% (n = 156) 注射麻薬製剤の配達 0.7% (n = 7)

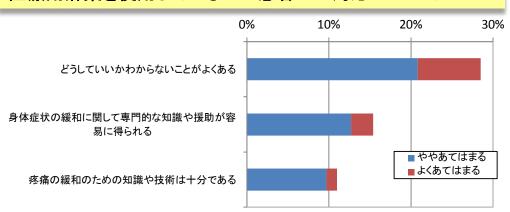
月平均麻薬処方の処方せん枚数



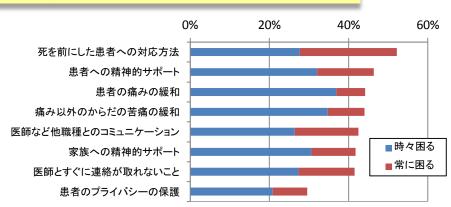
全体の仕入れ量に対するデットストックの割合



医療用麻薬を使用しているがん患者への対応について

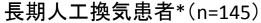


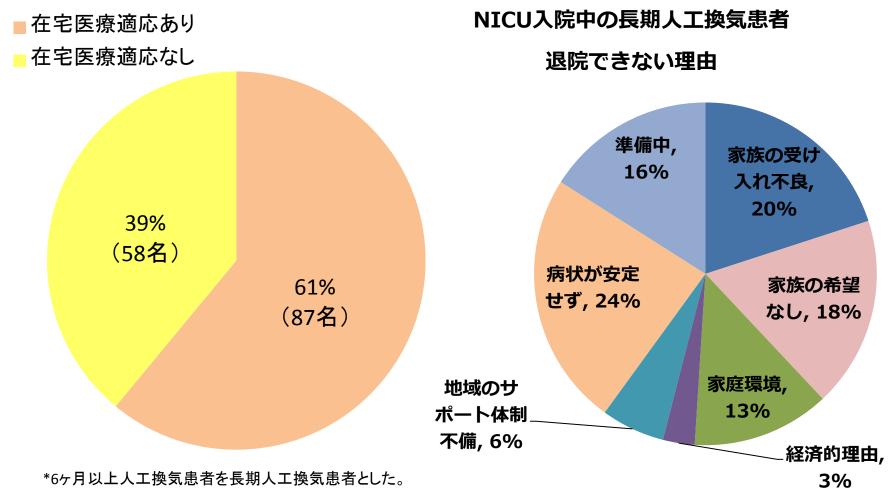
がん患者への対応について、困っていること



NICUから在宅医療への移行の阻害要因

ン 研究班が行った新生児施設へのアンケート調査によると、長期人工換気患者がNICUを退院できない理由の上位は、「病状が安定しない」24%、「家族の受け入れ不良」20%、「家族の希望なし」18%であった。

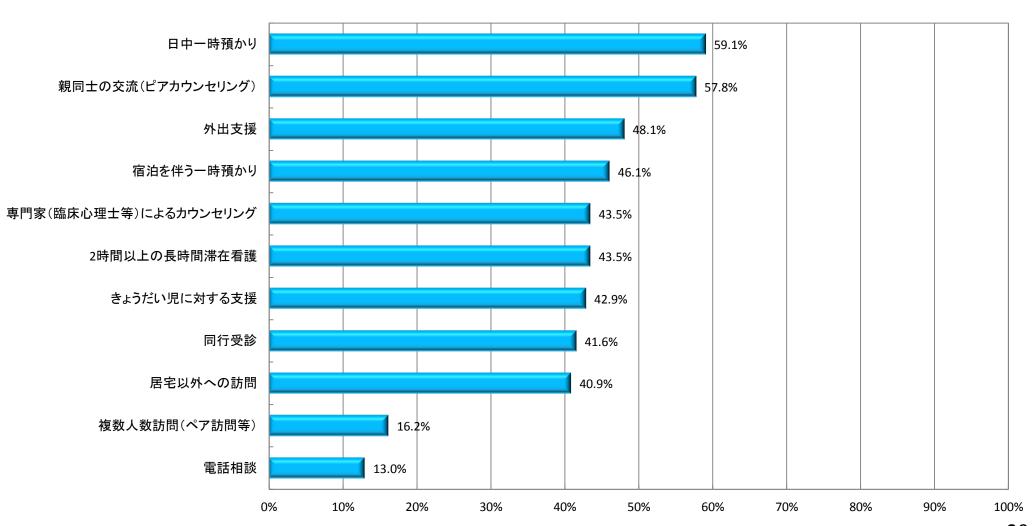




平成20年度厚生科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業) 「中間施設としての小児救急・慢性呼吸循環管理病室の在り方の検討」 主任研究者 田村正徳

重症心身障害児の親のサービスニーズ

〇重症心身障害児の親のサービスニーズとして「<u>日中一時預かり</u>」、「親同士の交流」、「<u>外出支援</u>」、 「宿泊を伴う一時預かり」などのニーズが高い。



出典)(財)日本訪問看護振興財団 平成21年3月「重症心身障害者の地域生活支援に関する調査研究事業」 20

ショートステイの現状

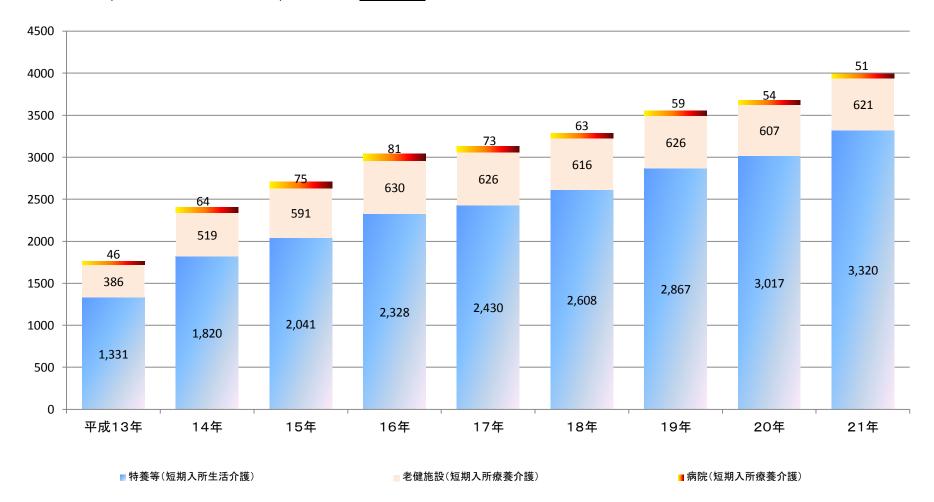
■短期入所(ショートステイ)利用者数の経年変化

* 特養等の短期入所生活介護

平成13年(1,331施設)→平成21年(3,320施設) 約2.5倍

* 老健・病院等の短期入所療養介護

平成13年(432施設)→平成21年(672施設) 約1.5倍



医療計画における在宅医療の位置付け

医療法

第30条の4 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画(以下「医療計画」という。)を定めるものとする。

- 2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 1~5 (略)
 - 6. 居宅等における医療の確保に関する事項
 - 7~13(略)
- 第30条の7 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療計画の達成の推進に資するため、医療連携体制の構築のために必要な協力をするよう努めるものとする。
- 2 <u>病院又は診療所の管理者は</u>、医療計画の達成の推進に資するため、<u>居宅等において医療を提供し</u>、又は福祉サービスとの連携を図りつつ、<u>居宅等における医療の提供に関し必要な支援を行うよう努めるものとする</u>。

居宅等における医療の確保等の記載事項について

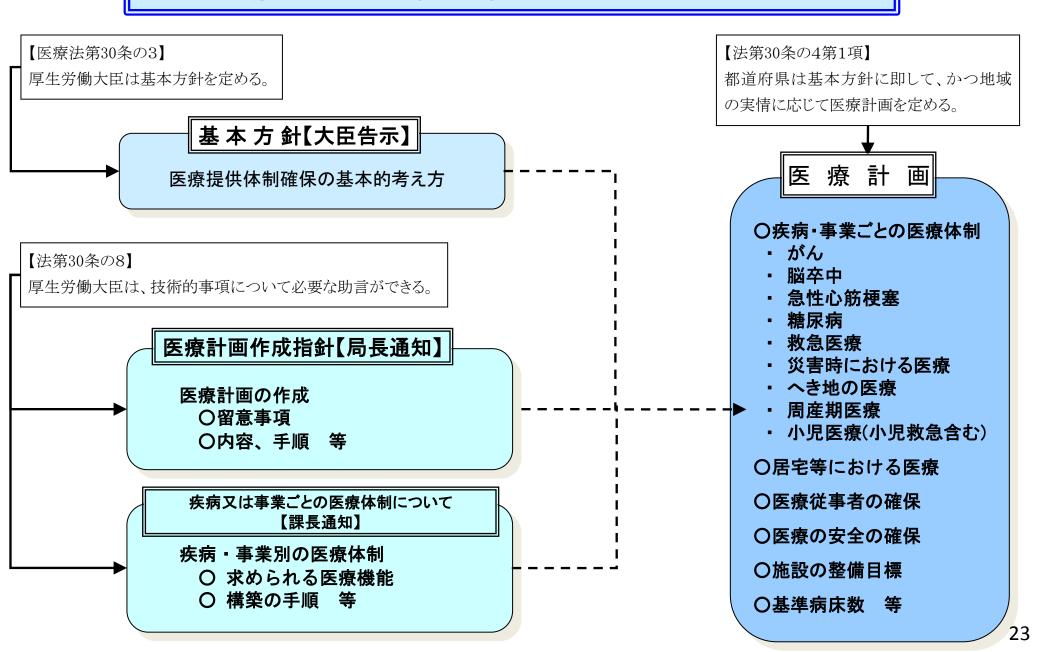
平成19年7月20日付け医政局長通知 『医療計画について』より抜粋

法第30条の4第2項第6号の居宅等における医療の確保について定めるときは、当該医療におけるそれぞれの機能分類に即して、地域の医療提供施設の医療機能を計画的に明示すること。また、以下の目的を達成するために患者を中心とした居宅等における医療についての地域の医療提供体制の確保状況、その連携状況及び患者急変時等の支援体制を明示すること。

- ①患者自身が疾病等により通院困難な状態になっても、最後まで居宅等で必要な医療を受けられるために、<u>地域にどのような診療所、病院、訪問看護ステーション、調剤を実施する薬局等が存在し、</u>かつ、<u>どのような連携体制を組んでいるのか</u>、また、<u>患者の状態等に応じて適切な他の医療提供者等にどのように紹介するのかなどの仕組みがわかりやすく理解できること</u>。
- ②適切な療養環境を確保し、虚弱な状態になっても最後まで居宅等で暮らし続けたいと希望する住民や患者が安心感をもてるようにすること。
- ③医薬品の提供拠点としての調剤を実施する薬局の機能を活用するために、<u>居宅等への医薬品等の提供体制を明示する</u>こと。

22

医療計画の基本方針(大臣告示)等について



在宅医療に関する医療計画の内容(数値目標)

■数値目標の例(各都道府県の医療計画より)

〇北海道

・在宅医療を実施する医療機関割合 現状35.2%→目標値38.1%

〇山形

・主任介護支援専門員研修受講者数 44人(H18)→ 50人(H24)

〇福島

- ·在宅療養支援診療所 148(H18) → 196 (H24)
- ・訪問看護ステーション 121(H18) → 128 (H24)
- ・保険薬局に占める訪問薬剤管理指導料の届出薬局 76.9%(H18) → 81%(H24)
- ・保険薬局に占める麻薬小売業免許取得薬局の割合 84.1%(H18) → 85.9% (H24)

〇茨城

医療機関と連携し在宅医療に取り組む薬局の割合 6%(H18) → 50% (H24)

〇東京

医療保健政策区市町村包括補助事業の実施(在宅 医療推進に資する事業)

5自治体(H19) →全市町村(H24)

〇山梨

・在宅ホスピス連絡体制が整備されている保健福祉事務所圏域の数 1圏域(H18) → 4圏域 (H24)

〇福井

・在宅医療推進のためのコーディネーター設置地区 →5地区(H24)

〇福岡

・在宅医療を受ける患者数 2100人/1日 (H18) → 30%増(H24)

〇佐賀

・自宅での死亡の割合8.1%(H18)→ 12.2%(H24)

〇熊本

- ·訪問看護ST数 107(H17) → 120(H24)
- ·訪問看護師の就業者数 429(H18)→ 554(H24)
- ・往診や訪問看護を実施する医療機関数 582(H18)→640(H24)
- 緊急時24時間対応訪問看護ST割合 24時間対応可能 22.1%(H16) → 30%(H24) 24時間連絡可能 94.2%(H16) → 98%(H24)
- ・麻薬小売業免許を取得している保険調剤薬局の 割合 82.9%(H18)→100%(H24)

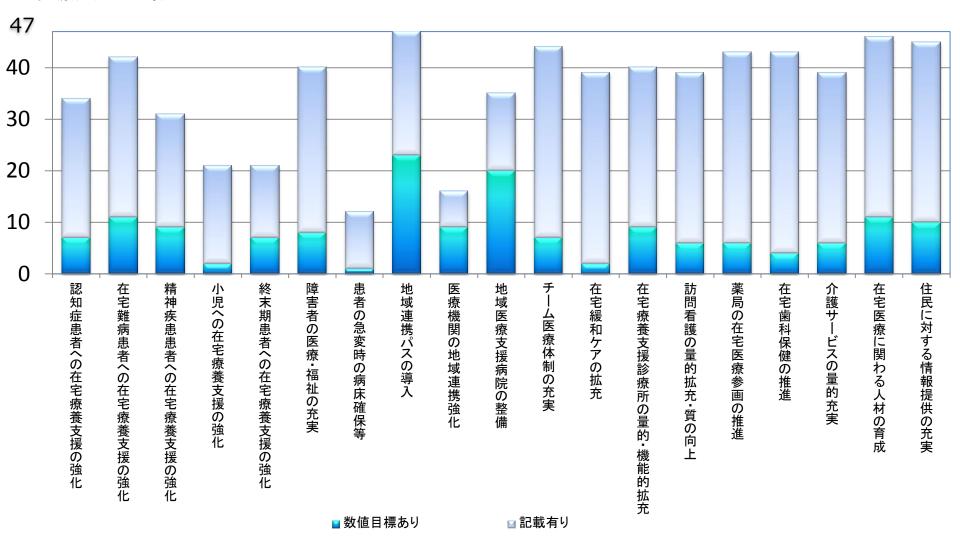
〇沖縄

- ・在宅療養支援診療所(75歳以上人口千人あたり)
 - $0.46 (H18) \rightarrow 0.82 (H24)$
- ・訪問看護ステーション(人口10万人あたり)

 $3.7 (H18) \rightarrow 4.5 (H24)$

在宅医療に関する医療計画の内容

■医療計画の内容

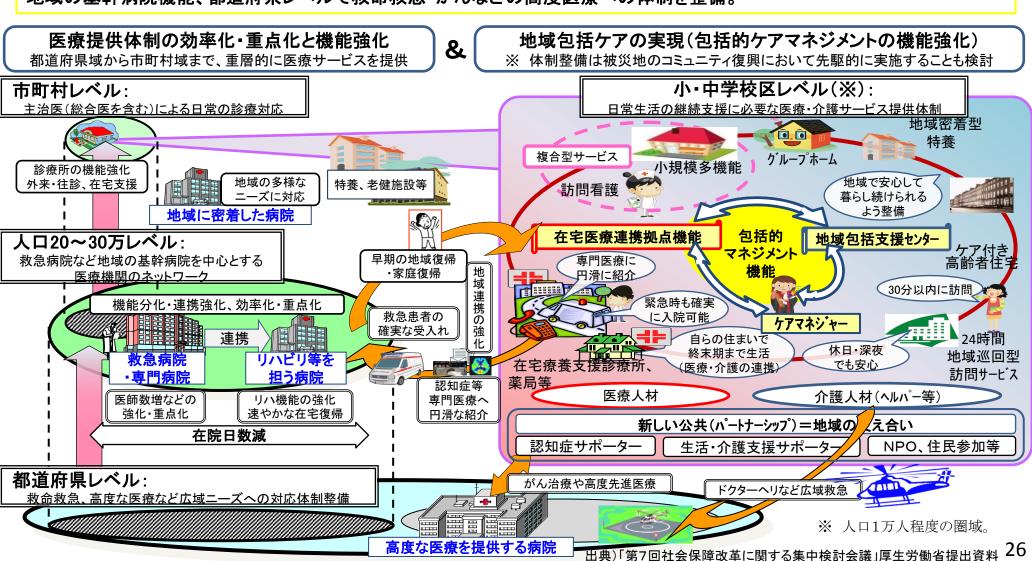


医療・介護の提供体制の将来像の例

~機能分化し重層的に住民を支える医療・介護サービスのネットワーク構築~

〇日常生活圏域内において、医療、介護、予防、住まいが切れ目なく、継続的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の確立を図る。

〇小・中学校区レベル(人口1万人程度の圏域)において日常的な医療・介護サービスが提供され、人口20~30万人レベルで地域の基幹病院機能、都道府県レベルで救命救急・がんなどの高度医療への体制を整備。



高齢者の尊厳の保持と自立支援を支える介護

- 介護については、以下のような各サービス提供の方向性を踏まえ、それを支える保険制度の持続可能性・安定性の確保及び介護人材の確保と資 質の向上を図る。
- 高齢化による介護ニーズの増大に対しては、居住系・在宅サービスの充実強化により重点的に対応を図る。また、認知症の増加については、小 規模多機能型居宅介護、グループホーム等の拡充により対応を図る。
- ケアマネジメントの質の向上により、より適切なサービスの提供を行う。

サービス提供の 方向性

地域における生活の継

- ・自己決定
- ・多様な住まい方

介護予防

・重度化予防

医療と介護の 連携の強化

認知症対応 の推進

施設サービス

〇特養

- ・地域における在宅拠点機 能の重視
- 集団ケアから個別ケアへ

居住系サービス

- ○高齢者の住まいの整備
 - ・サービス付き高齢者住宅 (高齢者人口の3~5%)

在字サービス

- ・24時間巡回など、切れ目のない在宅サービスに
- より、居宅生活の限界点を高める ・事業所間のネットワーク強化による包括的なサービス提供

包括的・継続的ケアマネジメントの提供 (地域包括支援センターの機能強化)

継続的かつプラン化されたリハビリテーションの実施

- 〇老健施設の在宅復帰 機能の強化
- 自立支援型ケアマネジメントの効果的な展開
- 軽度者に対する機能訓練の重点実施・重度化予防

退院時・入院時の連携強化や地域における必要な医療サービスの提供

○医療ニーズへの適切 な対応

他制度・多職種のチームケアの推進 (地域医療・介護連携)

- 小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複合型 サービスを提供
- 市町村レベルの在宅医療の計画的整備

BPSDに対応できる 認知症ケアモデル構築

地域の実情に応じた認知症ケアパスの作

市民後見人の育成など権利擁護

認知症アセスメントに基づくケ アマネジメントの導入

地域による認知症者支援ネットワークの 推進

認知症に対応する地域密着型サービスの強化 ・小規模多機能型居宅介護・認知症専門ディ サービス、グループホームの拡充

あるべき介護サービス体系を支えるための機能強化

制度の持続可能性、安定性の確保

- 社会保険方式の堅持
- 能力に応じた負担と低所得者への配慮
- 保険給付の重点化
- ・市町村の役割の重視(ニーズ調査に基づく事業計画策定と推進)
- 被保険者の範囲拡大の検討

介護人材の確保と資質の向上

- サービスの質の評価
- ・介護の仕事への多様な人材の参入促進
- (学卒者、潜在有資格者、離職者の対策、マッチング機能の強化)
- キャリアパスや研修体系の整備や研修受講支援を通じた資質向上と定着促進
- ・処遇・雇用管理の改善を通じた職場の魅力アップ
- ・ケアマネジャーのケアプラン作成能力の向上

在宅医療に関する論点

在宅医療の指針案を作成するとした場合、

- 1. 在宅医療の医療圏の設定にあたっては、介護保険事業計画を踏ま えて策定すべきではないか。
- 2. 計画の策定にあたっては、在宅医療を担う在宅療養支援診療所、 在宅療養支援病院などの医療機関・訪問看護ステーション・歯科診 療所・薬局など多職種協働によるケア・支援体制の確保を目指すべ きではないか。
- 3. 在宅医療の目標及び評価はどのようにあるべきか。